

人事・労務に役立つ NEWS LETTER

月刊 く ろ う ど

クラウド社会保険労務士事務所

TEL:084-983-1198 e-mail:info@kuroudo-sr.com

2022

3

Vol. 58

1 ゆんたくひんたく

2 令和 3 年の育児・介護休業法等の改正⑤

4 シフト制労働者の雇用管理の留意事項を公表

3 令和 4 年 3 月分から健康保険料率が変わります

5 労基署の特別労働相談の結果を公表

発行元:クラウド社会保険労務士事務所 〒720-0067 広島県福山市西町二丁目 8-27 ポートビル 4F

ゆんたくひんたく

少しずつ寒さも和らいでまいりました。季節の変わり目で体調を崩さないように気をつけたいですね。

さて、先日息子の参観日で二分の一成人式が行われました。10歳の節目を迎えたことを記念した行事で、コロナ禍のため保護者はオンラインでの参加となりました。

式では、子供たちが一人ずつ前に立って、10年間を振り返り、感謝の気持ちや将来の夢など、それぞれ自由に発表していました。小学校に入学した頃は、人前で発表することが苦手で俯きがちだった息子ですが、それからわずか4年。堂々と壇上に立ち、大きな声で真剣に発表している姿を見て、ここまで立派に成長してくれたことを感慨深く思いました。

式の後にもらった手紙には、「大切に育ててくれてありがとう。これからもよろしくね!」と書かれてありました。最近では少し生意気なことを言うようにもなりましたが、まだ素直な気持ちを書いてくれるような可愛いところもあり、その気持ちがとても嬉しかったです。

長かったようであっという間の10年。成人まではもっとあっという間なのだろうと思うと、今しかない子供との生活を大切に、そして楽しむことを日々心がけて過ごしていきたいと思います。(松本)

施行待ちの改正

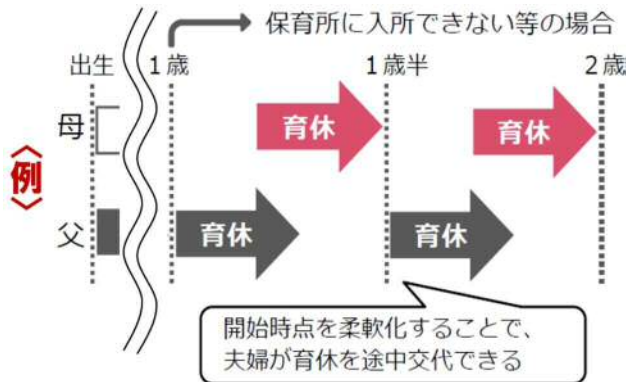
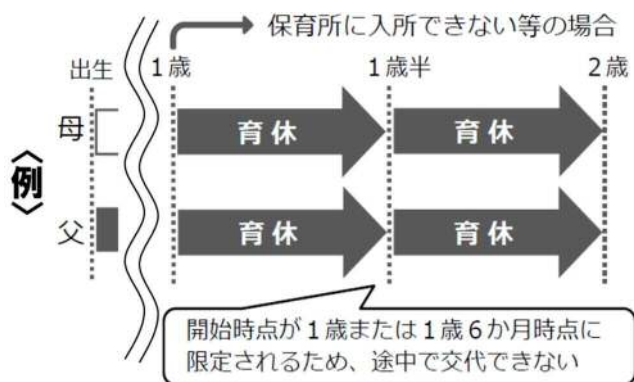
令和4年4月から段階的にスタート 令和3年の育児・介護休業法等の改正⑤

令和3年の通常国会で育児・介護休業法等を改正する法律が成立し、段階的に施行されます。今回は、令和4年10月から施行される「育児休業の1歳以降の延長：育休開始日の柔軟化」の概要を紹介します。

.....育児休業の1歳以降の延長：育休開始日の柔軟化の概要.....

改正前 育児休業の1歳以降の延長について、育休開始日は1歳、1歳半の時点に限定されていました。

改正後 育児休業の1歳以降の延長について、令和4年10月からは、育休開始日が柔軟化されます。



★令和3年の育児・介護休業法等改正にあたって、就業規則（育児・介護休業規程）の整備が必要となります。ご質問等があれば、気軽にお声掛けください。

施行待ちの改正

令和4年3月分からの協会けんぽの保険料率が決定

中小企業の従業員の方を中心とした健康保険を取り仕切る全国健康保険協会は、基本的に、毎年1回、3月分（4月納付分〈補足〉）から適用される保険料率の見直しを行います。

令和4年3月分から適用される保険料率は、次のように決定されました。

〈補足〉企業が納付する健康保険の保険料の納付期限は翌月末日であるため、3月分は4月納付分

.....令和4年3月分からの協会けんぽの保険料率.....

1 一般保険料率〔都道府県単位保険料率〕

____は変更あり

2 介護保険料率

〔全国一律／

40歳以上65歳未満の方について
1に加えて負担・納付〕

北海道	10.39%	石川県	9.89%	岡山県	10.25%
青森県	10.03%	福井県	9.96%	広島県	10.09%
岩手県	9.91%	山梨県	9.66%	山口県	10.15%
宮城県	10.18%	長野県	9.67%	徳島県	10.43%
秋田県	10.27%	岐阜県	9.82%	香川県	10.34%
山形県	9.99%	静岡県	9.75%	愛媛県	10.26%
福島県	9.65%	愛知県	9.93%	高知県	10.30%
茨城県	9.77%	三重県	9.91%	福岡県	10.21%
栃木県	9.90%	滋賀県	9.83%	佐賀県	11.00%
群馬県	9.73%	京都府	9.95%	長崎県	10.47%
埼玉県	9.71%	大阪府	10.22%	熊本県	10.45%
千葉県	9.76%	兵庫県	10.13%	大分県	10.52%
東京都	9.81%	奈良県	9.96%	宮崎県	10.14%
神奈川県	9.85%	和歌山県	10.18%	鹿児島県	10.65%
新潟県	9.51%	鳥取県	9.94%	沖縄県	10.09%
富山県	9.61%	島根県	10.35%	—	—

全国一律

1.64%

（1.80%から変更）

⑨ 健康保険組合が管掌する健康保険は、組合独自の保険料率となっており、介護保険料の負担の仕方も異なる場合があります。所属する組合の規約等をご確認ください。

★すべての都道府県における都道府県単位保険料率、および全国一律の介護保険料率に変更されます。「健康保険・厚生年金保険の保険料額表」の変更が必要となりますので、給与計算ソフトをお使いの場合には、その設定に注意しましょう。給与計算に関することについても、確認したいことなどがあれば、気軽にお声掛けください。

「シフト制」で働く労働者の雇用管理を行うにあたり、使用者が現行の労働関係法令等に照らして留意すべき事項を一覧性をもって示した「いわゆる『シフト制』により就業する労働者の適切な雇用管理を行うための留意事項」が厚生労働省から公表されました。使用者向けのリーフレットも公表されましたが、これには「シフト制労働契約簡易チェックリスト」も掲載されています。そのチェックリストを紹介します。

.....シフト制労働契約簡易チェックリスト.....

労働契約を締結する際の留意点		法定事項
1. シフト制労働契約の締結時に、労働者に「始業・終業時刻」や「休日」などの労働条件を書面で伝えてありますか。 ⇒1 (1) 労働条件の明示	☐	☐
1-2. 労働契約の締結時に、始業と終業の時刻を具体的に決めた日がある場合、どのように明示をしていますか。 a. その日の始業・終業時刻、原則的な始業・終業時刻や休日の設定の考え方を記載したり、最初の期間のシフト表を渡したりして書面などで伝えている。 b. 書面などで伝えているが、始業・終業時刻や休日は「シフトによる」とだけ記載している。	bに該当する場合、aの方法で明示を行ってください	☐
1-3. シフト制労働契約の締結時に、労働者の希望に応じて以下の内容についても定めていますか。 ⇒1 (2) シフト制労働契約で定めることが考えられる事項 a. シフトが入る可能性のある最大の日数や時間数 b. シフトが入る目安の日数や時間数 c. シフトが入る最低限の日数や時間数	a~cについて、労働者の意向も確認してみましょう	
1-4. シフト制労働契約の締結時に、以下を定めていますか。 ⇒1 (2) シフト制労働契約で定めることが考えられる事項 a. シフトを作成するにあたり事前に労働者の意見を聞くなど作成に関するルール b. 作成したシフトの労働者への通知期限、通知方法 c. 会社や労働者がシフトの内容（日にちや時間帯）の変更を申し出る場合の期限や手続 d. 会社や労働者がシフト上の労働日をキャンセルする場合の期限や手続	a~dについて、導入を検討してみましょう	
2. いったん確定したシフト上の労働日、労働時間等の変更は、使用者と労働者で合意した上で行っていますか。 ⇒1 (2) シフト制労働契約で定めることが考えられる事項	☐	☐
シフト制労働者が就労する際の留意点		法定事項
3. シフト制労働者の労働時間が1日8時間、1週40時間を上回る場合には、36協定を締結・届出していますか。 ⇒2 (1) 労働時間、休憩	☐	☐
4. 1日の労働時間が6時間を超える場合には、勤務の途中に一定時間以上の休憩を与えていますか。 ⇒2 (1) 労働時間、休憩	☐	☐
5. 要件を満たすシフト制労働者から年次有給休暇の請求があった場合、原則として労働者の請求する時季に年次有給休暇を取得させていますか。 ⇒2 (2) 年次有給休暇	☐	☐
6. シフト制労働者を使用者の責に帰すべき事由で休業させた場合は、一定額以上の休業手当を支払っていますか。 ⇒2 (3) 休業手当	☐	☐
7. シフト制労働者に、必要な安全衛生教育や健康診断を実施していますか。 ⇒2 (4) 安全、健康確保	☐	☐
8. 要件を満たすシフト制労働者を雇用保険、健康保険・厚生年金の被保険者としていますか。 ⇒4 (3) 社会保険・労働保険	☐	☐

★チェックを入れない事項があれば、労働基準法等に違反している可能性があります。その対応については、留意事項に沿って行うとよいでしょう。不明な点などがあれば、気軽にお声掛けください。



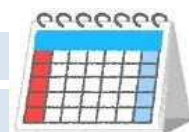
お仕事
カレンダー
3月



3/10 ● 2月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

3/15 ● 2021年分の所得税、個人住民税、個人事業税、贈与税の確定申告期限

3/31 ● 2月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
● 1月決算法人の確定申告と納税・7月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)
● 4月・7月・10月決算法人消費税の中間申告(決算応当日まで)
● 個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告



厚生労働省から、令和3年11月に、過重労働解消キャンペーンの一環として実施された「特別労働相談受付日における相談結果」が公表されました。

そのポイントと主要な相談事例を紹介します。

……………特別労働相談受付日における相談結果のポイントと相談事例……………

<相談結果のポイント>

■主な相談内容……相談件数の合計は480件

○長時間労働・過重労働	56件 (11.7%)
○パワハラ	48件 (10.0%)
○解雇・雇止め	47件 (9.8%)
○賃金不払残業	46件 (9.6%)
○休日・休暇	40件 (8.3%)



<相談事例の例>

長時間労働、賃金不払残業

○ 現場代理人(建設業)【年齢不明、労働者】

始業は9時となっているが実際は7時30分から勤務している。残業時間は先月80時間、先々月100時間であった。残業代は固定残業代4万円と深夜手当が支払われているが、残業時間に見合っていない。残業があまりに長いので体調に不安を覚え、産業医との面談を希望したが、会社から「なんで面談するんだ、他の誰も希望していない。」等の嫌みを言われた。現在はうつ病と診断されているが、会社は休職させてくれない。

長時間労働、賃金不払残業、休日・休暇

○ CG製作業務(金融・広告業)【20代、労働者の家族】

息子が毎日9時半から働き始め、深夜0時～2時頃まで働いている。隔週土曜日と日曜日が休日だが、在宅で仕事をしており、休みが取れていない。時間外・休日労働時間数は月120時間程度。休日手当は一切支払われていないし、振替休日や代休もない。社長からのノルマや仕事の期日も厳しく「嫌なら辞めてもらって良い」と言われている。

★これらの相談のうち、労働基準関係法令上、問題があると認められる事案については、相談者の希望を確認した上で労働基準監督署に情報提供を行い、監督指導を実施するなど、必要な対応が行われています。

ここで紹介した相談事例は、極端にひどいものかもしれませんが、家族からの相談も受け付けられています。ここで相談されているような事例が生じていないか？確認してみたいかがでしょうか。

他の相談事例についても気軽にお問い合わせください。

読者の皆さまへ

- ① 皆さまのご意見、ご感想をお待ちしております。随時お寄せ下さい。
- ② ニュースレターの内容を無断で複製・転載することは著作権の侵害となります。くれぐれもおやめください。
- ③ ニュースレターで取り上げた内容は、直面した事実をありのままに記載しているのであって、個人や団体を誹謗中傷するものではありません。誤解のないようお願いいたします。

クラウド社会保険労務士事務所 〒720-0067 広島県福山市西町二丁目 8-27 ポートビル 4F

TEL 084-983-1198 e-mail info@kuroudo-sr.com